

価（外部的名譽）を意味すると解される。なぜなら、内部的名譽は、その表現された内容の主体である人物（以下「名宛人」という。）についていかなる情報が流布されたとしても、それによつて当該名宛人の価値に影響を及ぼすものではないからである。

そして、ある表現行為によって、名宛人の外部的名譽が毀損されたといえるためには、当該表現内容が、名宛人の評価を低下せしめるだけの具体的事實を掲示していることを要するというべきであり、逆に、たとえ名宛人をひぼうないし中傷する内容を含んでいても、それが抽象的な事実にとどまり、または、名宛人に対する感情を漠然と表現するにとどまっている限りにおいては、名宛人の名譽感情を害する可能性はある（すなわち侮辱に該当する可能性はあるとも）、名宛人の外部的名譽を毀損するものではない。

(3) そこで、請求原因3(1)ないし(3)の記事内容を検討すると、(3)、(5)ないし(9)、(2)ないし(3)は具体的な事実を摘示したものといえるが（もともと(3)の前段部分にある「ともあれ」から「いないだろう。」までの部分は、具体的な事実を摘示したものとは言い難い）、その余の部分は具体的な事実を摘示してはいないので、この限りにおいて、原告の主張はその一部につき失当ということになる。

2 請求原因5について検討するに、「証拠省略」によれば、原告に対しても、本件雑誌が発行された平成七年

一二月一四日以前において、既に多くのマスメディアによって、弁護士としての活動内容に関する具体的な事実、

原告の弁護士としての適性等について疑問なしし批判を呈する文章等が掲載された書籍類が発行され、また、右各

内容を有する報道がなされていたことが認められ（なお、乙第二号証は、同月一六日号として発行されたものではあるが、証人竹居鉄也の証言によれば、これは同月四日に発行されたものと認められる。）、特に、請求原因3(3)の事実は乙第八号証に、同(5)及び同(6)の各事実は乙第一一号証、第一三、第一四号証に、同(6)の事実は乙第八号証、第一五号証、第一七号証に、同(2)及び同(3)の各事実は乙第一一、第一二号証に明確に記載されている。したがって、

本件記事内容は、おおむね同種の事項については何らかの形で報道され、ひいては公知の事実にまで至っていたと

いうことができる。

以上の認定事情に照らすと、本件雑誌が発行された当時、原告の外部的名譽が何らかの影響を受けていたとしても、それが本件記事に基づくと認めるることは難しいと言わざるを得ない。

なお、原告は、その本人尋問において、本件記事が発行されたことにより、原告に対する中傷等が拡大した旨供述しているが、右認定事情に加え、原告自身、右尋問において、本件記事の発行以前から他人による不快な言動を受けたことを認めており、本件雑誌が発行されたことにより、原告の主観的感情を

通した供述であつて、客觀性を有するものは言い難く、採用できるものではない。

したがつて、請求原因5の事実は認められない。

3 以上によれば、請求原因4及び抗弁について検討するまでもなく、原告の名譽毀損の主張は理由がない。

二 結語

以上の事実によれば、原告の本訴請求は、いずれも理由がないからこれらを棄却し、訴訟費用の負担について民事訴訟法八九条を適用して、主文のとおり判決する。

（裁判官柴崎哲夫）

会社の代表取締役の死亡による逸失利益について現実の報酬を基礎として算定された事例

〔札幌地裁平七(フ)第五二三号、交通事故故に閲する損害賠償請求事件、平9・1・10民事第一部判決、一部認容〕

〔参考条文〕
民法七〇九条、自賠法二条

〈解説〉

一 訴外Aは、平成六年七月一日、札幌市中央区内を走行中の普通乗用車に同乗していたが、同区内の交差点を赤信号無視して進行してきていたことを認めている事情に照らすと、右供述は、原告の主観的感情を

そこで、Aの遺族であるXらは、Yに対し、自賠法三条、民法七〇九条に基づき損害賠償を請求したが、その逸失利益については、Aは本件事故当時、B社、C社、D社の代表取締役に就任し、年額一三八〇万円の報酬を得ていたから、本件事故に遭わなければ、満六一歳から一年間にわたり右報酬を下らない年収を得ることができるとし、生活費三割控除、中間利息控除をしたうえ、計八〇二三万九八二四円とし、これに慰謝料、葬儀費用、弁護士費用等を加算して総額約一億二七〇〇万円を請求した。

これに対し、Yは、会社役員の報酬には労務対価部分と利益配当部分が含まれているところ、その死亡による逸失利益の損害は労務対価部分に限られるべきであるから、Aの報酬を基礎として逸失利益を算定することは許されないと主張した。

二 本判決は、Yの損害賠償責任を肯認したうえ、Aの逸失利益について、Aは、本件事故当時B社とC社から年額九六〇万円の報酬を受けたから、右収入を基礎としたうえ、稼働年数を六一歳から七一歳まで平均余命一九・六六年の約二分の一である一〇年とし、生活費二割五分、ライブニツツ方式による中間控除をして四八一八万五二八〇円と算定したが、就労可能年齢を六七歳とすべきであるとするYの主張について、Aは本件事故当時六〇歳をす

さて健康かつ現役で働いていたことを理由に排斥し、また、Aの報酬中の利益配当部分は逸失利益の基礎となる収入から除外すべきであるとする主張については、Aの稼働状況及び年収、他の社員の年収との対比、B社とC社の業績等に照らすと、死亡當時得ていた収入は、すべてAの労務の対価であると評価するのが相当地あるとして排斥し、右逸失利益に慰謝料、葬儀費、弁護士費用等を加算して、総額約八一六〇万円の賠償を求める限度で本訴請求を認容した。

本判决は、二つの会社の代表取締役を兼任する者の逸失利益について、現実の報酬額を基礎として算定した事例であり、今後の同種事案の処理上参考になろう。

第一 事案の概要

本件は、信号機により交通整理の行われている交差点を青色表示に従つて直進して通過しようとした普通乗用自動車が、左方から赤色表示を無視して同交差点に進入してきた普通乗用自動車に衝突され、被害車両の同乗者が死亡した事故につき、被害者の妻子が、自賠法三条、民法七〇九条に基き、加害車両の運転者に対し損害の賠償を求めた事案である。

九

2 法定相続

右訴訟代理人弁護士 和田王三
主文

一 被告は、原告宮坂惠美子に対し金四〇七九万二六四〇円、原告館入奈穂美及び宮坂知江に対し各二〇三九五〇円、及びこれらに対する平成六年七月一四日から支払済みまで年五三分の割合による金員を支払え。

二 原告らのその余の請求をいづれも棄却する。

三 訴訟費用はこれを一〇分し、その四を原告らの負担とし、その余を被告の負担とする。

四 この判決は、第一項に限り、仮に執行することができる。

し各金三一八三万〇八〇円、及びこれらに対する平成六年七月一四日から支払済みまで年五パー セントの割合による金員を支払え。

第二 事案の概要

本件は、信号機により交通整理の行われている交差点を青色表示に従つて直進して通過しようとした普通乗用自動車が、左方から赤色表示を無視して同交差点に進入してきた普通乗用自動車に衝突され、被害車両の同乗者が死亡した事故につき、被害者の妻子が、自賠法三条、民法七〇九条に基き、害車両の運転者に対して損害の賠償を求めた事案である。

一 爭いのない事実等（証拠を掲げた事実以外は争いのない事実である。）

1 交通事故（以下「本件事故」という。）の発生

四日午前六時三五分ころ

(一) 発生日時 平成六年七月二四日午前六時三五分ころ

(二) 発生場所 札幌市中央区北四条西一丁目四番地

(三) 加害車両 被告が運転していた普通乗用自動車

(四) 被害車両 宮坂一基（以下「亡一基」という。）が同乗していた普通乗用自動車（札五一の一六六九）

(五) 事故態様 被害車両が信号機により交通整理の行われている交差点を信号機の青色表示に従い東から西へ直進通過しようとしたところ、被告が信号機の赤色表示を無視して被害車両を南から北へ運転して交差点に進入し、被害車両に衝突した。

第三半圈

障法三条、民法七〇九条 3 責任原因（自動車損害賠償保

第三半圈

4 損害の填補 原告は、被告から損害の填補として一二万八三八円の支払を受けた。

亡一基は、平成六年七月一四日、札
（一）治療費（一二万八三八円）
一一万八三八円
亡一基に生じた損害

幌市立病院に入院して治療を受けたところ、その治療費は一二万一八三八円である（争いがない）。

(2)

逸失利益（八〇二三万九八

二四円） 四八一八万五二八〇円
(1) 証拠 (甲三、九、一〇、一一の
1、2、一四ないし一六、一八ないし
二一、二三ないし二六、二八、二九、
三一、証人齋藤武雄）によれば、次の
事実が認められる。

① 亡一基は、本件事故当時六一歳（昭和八年一月一六日生）の健康な男性で、昭和二七年四月に家具製作所に職人として就職し、昭和三年四月には独立して宮坂家具製作所を創業し、昭和四年八月には宮坂家具製作所を法人化して株式会社宮坂商會を設立して紳士服や婦人服等の衣料品の販売も手がけるようになり、昭和五八年二月に株式会社宮坂商會の商号を宮坂商事株式会社（以下「宮坂商事」という。）に変更した。平成元年には出資者を募つて温泉ホテルの経営を目的とする株式会社ニユー温泉閣ホテル（以下「ニュー温泉閣ホテル」という。）を設立し、また、平成三年には、赤字が累積した有限公司の出資全部を引き取つて有限会社のジョリファン（以下「ジョリファン」という。）に商号を変更し、平成五年には宮坂商事で扱つていた高級婦人服部門等を扱つようになつた。

② 亡一基は、宮坂商事の発行済株式総数四万八八〇〇株のうち二万七〇四〇株（亡一基の家族が所有する分も含むと三万四二五九株）を、ニユー

温泉閣ホテルの発行済株式総数四〇六

株のうち八〇株をそれぞれ保有し、ジヨリファンについては出資口すべてを保有するとともに、本件事故当時右三社のいずれにおいても代表取締役をしており、業務全般の調整・総括から仕入れや現場の指導まで業務全般に従事していた。

③ 亡一基が死亡する前二期の宮坂商事、ジヨリファン及びニユー温泉閣ホテルの各業績（一円四未満切捨）は

宮坂商事において、第二二期（平成三年二月一日から平成四年一月三十日）が売上高一億八三五万円、當業利益八三五万円、当期純損失二三三五万円、

第四期（平成四年五月一日から平成五

年四月三十日）が売上高一億二九九六万

円、當業損失七三四万円、經常損失一

四四三七万円、經常利益二四三三万円

及び当期純利益五八三三万円、第二二期

（平成四年二月一日から平成五年一月

三一日）が売上高一億八六五四万円、

當業利益三三二六万円、經常利益一五

四五万円及び当期純利益三八八万円、

第五期（平成五年五月一日から平成六年四月三十日）が売上高一億四四六七

万円、當業利益四四七万円、經常損失

二三五万円、当期純損失二三五万円で

あつた。

④ 亡一基は、平成五年度は、宮坂商事から八四〇万円、ジヨリファンから一二〇万円の合計九六〇万円の報酬

を受けしており、ニユー温泉閣ホテルに

ついては、経営が黒字になるまでは役

員報酬の受取を辞退するとの意向から

報酬を受取つていなかつた。同年度に

おいて、宮坂商事で亡一基に次いで収

入の高い専務取締役である齋藤武雄

（以下「齋藤」という。）の収入は五一

七五〇〇〇円であり、齋藤は、ジヨ

リファンとニユー温泉閣ホテルの取締

役も兼任し、ジヨリファンから九六万

円の報酬を受けていた。

⑤ 亡一基には身内にこれといった

後継者はおらず、亡一基が死亡したた

め一時にその妻が宮坂商事及びジヨ

リファンの代表取締役に就任したが、

その後は齋藤が宮坂商事の代表取締役

業利益一七五五万円、經常利益一六六

六万円、当期純利益一六〇一万円であ

り、ニユー温泉閣ホテルにおいて、第

三期（平成三年五月一日から平成四年

四月三十日）が売上高一億二九九六万

円、當業損失七三四万円、經常損失一

四四三七万円、當期純損失二三三五万円、

第四期（平成四年五月一日から平成五

年四月三十日）が売上高一億三八二八

円、當業利益八四六万円、經常利益

一一九万円、当期純利益一九万円、

第五期（平成五年五月一日から平成六

年四月三十日）が売上高一億四四六七

万円、當業利益四四七万円、經常損失

二三五万円、当期純損失二三五万円で

あつた。

（2）これらの事実によれば、亡一基は、本件事故により死亡しなければ、すでに婚姻をし、亡一基とは生計をと

もにしていない。

（3）これらは、本件事故により死亡しなければ、亡一基は、本件事故により死亡しなければ、

満六一歳から満七一歳まで平均余命一

九・六六年（平成六年簡易生命表）の

約二分の一である一〇年間は働くこと

が可能であつたと推認され、その間、

少なくとも年収九六〇万円を下らない

収入を得ることができたと認めるのが

相当である。そして、亡一基の年齢、

稼働状況や家族構成等を考慮すると、

その間の生活費として三割五分を控除

するのが相当であるから、それらを前

提に、ライブニツツ方式（係数は七・

七二二）により年五分の割合による中

間利息を控除し、亡一基の死亡当時に

おける逸失利益の現価を算定すると、

四八一八万五二八〇円となる。

9,600,000×(1-0.35)×7.722

II 48,185,280

（3）原告らは、ニユー温泉閣ホテル

において、平成六年六月二三日に開催

された取締役会において、翌七月から

亡一基に対しても額三五万円の役員報

酬を支給することが決議されていたの

であるから、亡一基は本件事故に遭わ

なければこの分を加えた一三八〇万円

を下らない年収を本件事故から一年

間にわたつて得ることができたと主張

し、証人齋藤武雄も、亡一基は、ニユー

温泉閣ホテルについては、経営が黒字

判例タイムズNo.990(1999.3.1)

になるまでは役員報酬を受け取らないとの意向から無報酬であったが、平成六年六月二三日の取締役会において、減価償却等の損失分がそれほど大きくなく、第四期及び第五期の営業利益が黒字であつたことから多少利益を生じる見通しがついたので月額三五万円の役員報酬を支払うことにして、取締役会議事録（甲一二）を作成する間に亡一基が本件事故により死亡したと、おおむねこれに副つ供述をし、同趣旨の齋藤武雄及び山口信吉の各陳述書（甲一二三）も存在する。

しかしながら、ニュー温泉閣ホテルの業績について、たしかに第四期及び第五期と営業利益は出ているものの、第五期の方が半減し、第四期のわずかな経常利益も第五期では損失になつており、取締役会議事録作成の時期や体裁（同一人物が各取締役の署名をしている。甲一二）を併せ考へると、齋藤証言やそれと同趣旨の前記各陳述書の信用性に疑問がないではなく、仮に信用できるとしても、右のとおりの二ユーワン温泉閣ホテルの業績に加え、経営が黒字になるまでは役員報酬を受取らないとの亡一基の意向を総合すると、本件事故に遭わなければ、亡一基が今後もこうした報酬を受け続けることができたとまではいえないというべきである。もつとも、亡一基の業務内容に照らせば、二ユーワン温泉閣ホテルからある程度報酬を受取つてもおかしくはないが、死亡当時は現実に受取つていなかつたのであり、宮坂商事、ジョ

リファン及び二ユーワン温泉閣ホテルの当時の業績に照らして予測されるところの将来の業績や、亡一基の年齢に照らした就労可能期間や就労程度等の不確定要素をも総合考慮すると、亡一基は、本件事故に遭わなかつたとして、原告主張の一一年間はもちろん平均余命の約二分の一である一〇年間であつても、その期間を通して死亡当時現実に得ていた年収九六〇万円を上回る收入を得ることができたとまで推認するには足りないといわざるを得ない。

他方で、被告は、後継者のいない中

小企業の代表者の大半は年金の下りる

六〇歳まで現役で働き、その後は会長

等の名譽職の立場に退いて実質的には働かないのであるから、就労可能年齢は六七歳までとし、六〇歳から六七歳までは賃金センサスによるべきである

と主張するが、後継者のない中小企

業の代表者の稼働状況を裏付ける証拠

はなく、亡一基は本件事故当時すでに

六〇歳をすぎて健康かつ現役で働いて

いたのであるから、被告の主張は採用

できない。

被告は、会社役員の報酬中には、労

働の対価以外に持株に対する利益配当

部分が含まれており、役員が死亡した

場合は、その部分については株式の相

続人が利益配当として取得できるか

損害賠償責任保険から亡一基の治療費として一二万八八三八円の支払を受け

ており、弁論の全趣旨によれば、それ

は、原告らが有する損害賠償請求権に

その相続分に従つた割合で充當された

ものと認められ、その結果、原告らが

すべて亡一基の労務の対価であると評価するのが相当である。したがつて、この点においても、被告の主張は採用できない。

(三) 慰謝料（二七〇〇万円）

二四〇〇万円

亡一基の受傷内容、死亡に至る経過、年齢及び家庭環境等の諸事情に加え、本件事故の態様をも考慮すると、本件事故による受傷及び死亡による慰謝料としては一四〇〇万円が相当である。

2 原告らに生じた損害

亡一基の葬儀費（八五〇万八五六〇円）

二〇〇万円

甲第一三号証によれば、原告らは、

亡一基の葬儀関係費用として八五〇万

八五六〇円を支出したことが認められ、このような高額な費用がかかつたのが、亡一基の年齢や職業上の地位特

に複数の企業の代表取締役であつた

亡一基によることは否定できないところ

であるから、このような事情をも考慮

すると、本件と相当因果関係のある葬儀費用としては二〇〇万円が相当と認められ、弁論の全趣旨によれば、原告

らはそれを各相続分に従つた割合で負担したものと認められる。

二 損害の填補

原告らは、本件事故に関して自動車

損害賠償責任保険から亡一基の治療費

として一二万八八三八円の支払を受け

おり、弁論の全趣旨によれば、それ

は、原告らが有する損害賠償請求権に

その相続分に従つた割合で充當された

ものと認められ、その結果、原告らが

かえつて、死亡当時得ていた収入は、

被告に対し、損害賠償として請求する金額は合計七四一八万五一八〇円（原告恵美子が三七〇九万二六四〇円、原告奈穂美及び原告知江が各一八五四万六三二〇円）となる。

三 弁護士費用

（原告恵美子につき

五七八万七四一九円、原告奈穂美及び

原告知江につき各一八九万三七〇九

円）

原告恵美子につき三七〇万円、原告

奈穂美及び原告知江につき各一八五万

円）

原告らは本件損害賠償請求事件の追

行を原告ら訴訟代理人に委任し（争い

がない）、本件における認容額、審理の

内容及び経過等に照らすと、本件事故

と相当因果関係にある弁護士費用とし

ては七四〇万円が相当と認められる。

そして、弁論の全趣旨によれば、原告

らはこれを各相続分に従つた割合で負

担したものと認められるから、その負

担額は、原告恵美子が三七〇万円、原

告奈穂美及び原告知江が各一八五万円

である。

第四 結論

以上によれば、原告らの各請求は、被告に対し、原告恵美子につき四〇七九万二六四〇円、原告奈穂美及び原告知江につき各二〇三九万六三二〇円とこれらに対する平成六年七月一四日（本件事故発生日）から各支払済みまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があ

る。

判例タイムズNo.990(1999.3.1)